

中等教育はわれわれにとって何だったか —学校論の歴史と課題—

佐々木 享
名古屋大学教授

すべての子ども・青年に完全な中等教育を — 中等教育の今日的課題

日本教育学会創立50周年にあたり、歴史をふりかえりながら、教育学にとっての今日的課題を中等教育に焦点をしづりながら考察してみたい。

現代の日本では、中等教育とは、中学校と高校の教育をいう。中学校の教育を中等教育としてとらえる自覚が弱いので、改めて確認したい。中等教育の歴史的な課題は、すべての子ども・青年に完全な中等教育を与えることである。今日、私たちはこのことを改めて問わなくてはならない。

学会の創立 — 困難な時代に社会事象の原理的探求

日本教育学会は、いまから50年前の1941年に、つまり対米・英戦争の開戦前夜に創立された。戦時下の困難な時代、複雑な問題が噴出する時代にこそ社会的事象を原理的に探求することが重要になる。このことに着眼した先方に敬意を表したい。そして、この50周年記念シンポジウムに、創立以来の会員である本山政雄先生や、創立当時大学生として教育学を学び始めておられた五十嵐顕先生が参加して下さっていることを、光栄に、また嬉しくおもう。

50年前の教育改革が残した課題 — 義務教育年限の延長と青年期教育の統一

1941年の国民学校令は、小学校制度を抜本的に改革し、1944年度の国民学校高

等科・中等学校第1学年生から学年進行により、具体的には1931（昭和6）年生まれの者から義務教育年限を14歳まで延長することとした（のちに決戦体制に入つて無限延期となった）。わが国で初めて年齢主義を採用したこの義務制については、日本教育学会3代目会長梅根悟の有名な論文がある（「義務教育制度の二つの型 — 六・三制の歴史的意義について」『教育史学の探求』1966年、所収）。わが国のそれまでの義務教育は尋常小学校の課程の修了をもとめる課程主義をとっていた。年齢主義は、当該年齢以前の就労=雇用を禁ずることと対をなすものであり、その限りで進歩的意義をもっていた。しかし他面では、年齢主義は、国民学校初等科修了後の学校体系を分岐させたままで義務教育年限を延長するためにには、必要やむを得ないシステムでもあった。義務教育年限の延長は、当時の青年期教育のシステムがふくんでいた矛盾を改めて自覚させるものでもあった。

1943年には中等学校令が公布され、差別的に分岐していた中学校、高等女学校、実業学校が中等学校として統一された。この改革は、国民学校高等科—青年学校という大衆青年が学ぶルートと、中等学校に学ぶルートという差別を残したという重要な限界をもっていた。それにもかかわらずこの改革が中等教育の単一化へ向けての大きな前進であったことについては、2代目会長海後宗臣による、戦時

下に書かれたとは思えない透徹した論文がある（「中等学校制度の伝統と問題」『海後宗臣著作集』第4巻、1980年、所収）。

こうしてみると、日本教育学会創立当時の教育改革の課題は、義務教育年限の延長、差別的に分岐した青年期教育の統一などであったといえる。

戦後教育改革——統一的・民主主義的な中等教育の創造

戦後の教育改革すなわち教育基本法の制定と新学校制度の発足は、戦前の教育への反省のうえに立ち、戦前日本の民主主義的・自由主義的伝統を継承・発展させたものであった（鈴木英一『教育行政—戦後日本の教育改革・3』1970年、同『日本占領と教育改革』1983年）。とりわけ、日本教育家委員会の要請が米国教育使節団報告書に6・3・3の学校体系として結実したことは、今日では周知のところである（鈴木英一他「米国対日教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」『名古屋大学教育学部紀要—教育学科』第31巻、1985年）。

「人格の完成」をめざすという教育基本法の理念を追求することが、大きな課題となった。それにしても、他の諸学校のような引き継ぐべき物質的・人的基盤をほとんどもたなかつた状況で、単一の中等学校である新制中学校を創出することは極めて困難な課題であった。この課題を達成したところにしめされた新教育への国民の熱い期待は今日の学校教育にどう生かされてきたかが問題となろう。

歴史的課題——平和教育

ところで、無謀な戦争を起した国民として、また惨禍に見舞われた国民として、平和の追求を教育の中心課題に捉えるこ

とが必要であった。講和条約の締結（1951年9月）直後に、初代会長長田新が編んだ『原爆の子』（初版1951、現在は岩波文庫所収）は原爆に被災した子どもたちの手記を収録したもので、平和教育のための歴史的資料たるにとどまらず、教育史研究に不滅の金字塔をうちたてたといえよう。民主的な教育実現のためには平和の確保が不可欠であることを、私たちは改めて確認する必要があるようおもう。

教育学の今日的課題

質疑討論のなかで、学校教育現場におけるいわゆる管理主義の横行やいじめ、登校拒否の増加、大量の高校中退者などの問題につき、教育学はどう応えるのかが問われた。子どもの権利条約という国際的課題ひとつをとっても、日本政府は署名したのみで批准の手続きをすすめようとしていない。他方で政府は、国際的貢献の名のもとに真の国際的貢献であるはずの日本国憲法の平和主義を踏みにじる海外派兵に道を開く法案を用意している。教育と教育行政もまたこうした政治動向のもとにおかれていることに、おもいをいたさないわけにはいかない。創立50周年を迎えたとはいえ、科学的な教育学構築をめざす歩みは、緒についたばかりである。他の2人の報告がそうであるように、現代日本の教育学は、直面している現実に真向から取り組む姿勢をもっている。しかし、父母国民各層の要求に照してみるとまだ力が及ばないことを、私たちも自覚している。要求に応えられるような科学的な教育学建設に向かって歩みをすすめたいとおもっている。